

# 未成年者控除額の計算書 障害者控除額

被相続人

武田A男

第6表 (令和4年4月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳<sup>⑨</sup>にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計
年 齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	②	10万円×(18歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円	10万円×(18歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円	10万円×(18歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円	10万円×(18歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円
未成年者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	③	円	円	円	円

- (注) 1 令和4年3月31日以前は、「20歳」となります。  
2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。  
3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額④」欄に転記します。  
4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円
				計	円
				⑤	

## (扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)

④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	⑤	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥				

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額④」欄に転記します。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

		一般障害者	特別障害者		計
障害者の氏名		武田C男			
年 齢 (1年未満切捨て)	①	35 歳	歳	歳	歳
障害者控除額	②	10万円×(85歳- <u>35</u> 歳) = 5,000,000円	10万円×(85歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円	20万円×(85歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円	20万円×(85歳- <u>    </u> 歳) = 0,000円
障害者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬-⑭) 又は (⑩+⑪-⑫-⑬-⑭) の相続税額	③	4,555,743 円	円	円	円

- (注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。  
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑤」欄に転記します。  
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③)	④	444,257 円	円	円	円
				計	円
				⑤	444,257

## (扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)

④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑩-⑫-⑬-⑭) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭) の相続税額	⑤	3,918,918 円	円	円	円
障害者控除額	⑥	444,257			444,257

(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑤」欄に転記します。